

健康診査実施機関による受診者本人への結果の開示について

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の令和2年2月の改正を踏まえて、本人からの請求に基づく情報開示に係る委託契約の条項例等、FAQを事務連絡において示した。

※令和3年8月10日付け事務連絡（医政局歯科保健課、健康局健康課、健康局がん・疾病対策課、労働基準局安全衛生部労働衛生課、こども家庭局母子保健課、保険局保険課、保険局国民健康保険課、保険局高齢者医療課、保険局医療介護連携政策課 連名）

（本人からの請求に基づく情報開示に係る委託契約の条項の例）

第〇条 第●条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した健康診査について、乙がその健康診査の結果に係るデータを有している場合には、乙は、健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を經由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

- * 委託先である実施機関が本人からの開示請求に基づき当該データを開示するためには、健康増進事業実施者が実施機関に対し、自らの判断で当該個人データの開示等を行う権限を付与していることが必要であり、上記のような条項を委託契約の中に設けて明記することが望ましい。
- * 健康診査実施後の一定期間は本人からの請求があることが想定されることを踏まえ、必要に応じ健康診査の実施に係る業務委託契約とは別に契約期間等を定めることが望ましい。

FAQ（抜粋）

Q 健康診査の結果を本人に開示する際の様式を定めているか。

A 様式は定めていないため、各健康診査実施機関の任意の様式で差し支えない。なお、様式を委託契約の中で定めることも可能。

Q 画像データ等の情報は、健康診査実施機関のみが有していて、委託元の健康増進事業実施者は有していない場合があるが、その場合も実施機関は本人の請求に基づき当該情報を開示して良いか。

A 健康診査実施機関と健康増進事業実施者との委託契約の中で、当該画像データ等も含めて開示する権限を健康診査実施機関に付与しているのであれば、開示することは問題ないとする。